

（本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 4月の主な成立法令一覧
3. 4月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判平成18年4月18日 判タ1210号67頁

平成16年（受）第1147号 損害賠償請求事件（破棄差戻）

→法務速報60号8番にて紹介済み。

(2) 最二判平成18年7月21日 判時1954号27頁

平成15年（受）第1231号 貸金請求事件（破棄差戻）

→法務速報63号29番にて紹介済み。

(3) 最二判平成18年9月4日 判タ1223号131頁

平成17年（受）第1016号 損害賠償請求事件（破棄差戻）

→法務速報65号6番にて紹介済み。

(4) 最三判平成18年11月14日 判時1954号39頁

平成17年（受）第1594号 求償金請求事件（破棄自判）

→法務速報67号20番にて紹介済み。

(5) 最二決平成19年3月23日 最高HP

平成18年（許）第47号 市町村長の処分に対する不服申立て却下審判に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件＜代理出産子出生届事件＞（破棄自判）

1 民法が実親子関係を認めていない者の間にその成立を認める内容の外国裁判所の裁判は、民訴法118条3号にいう公の秩序に反するものとして、我が国において効力を有しない。

（理由）

実親子関係は、身分関係の中でも最も基本的なものであり、様々な社会生活上の関係における基礎となるものであって、単に私人間の問題にとどまらず、公益に深くかかわる事柄であり、子の福祉にも重大な影響を及ぼすものであるから、どのような者の間に実親子関係の成立を認めるかは、その国における身分法秩序の根幹をなす基本原則ないし基本理念にかかわるものであり、実親子関係を定める基準は一義的に明確なものでなければならず、かつ、実親子関係の存否はその基準によって一律に決せられるべきものである。したがって、我が国の身分法秩序を定めた民法は、同法に定める場合に限りて実親子関係を認め、それ以外の場合は実親子関係の成立を認めない趣旨であると解すべきである。

2 女性が自己以外の女性の卵子を用いた生殖補助医療により子を懐胎し出産した場合における出生した子の母は、現行民法の解釈としては、その子を懐胎し出産した女性と解さざるを得ず、卵子を提供した女性との間で母子関係の成立を認めることはできない。

（理由）

民法には、出生した子を懐胎、出産していない女性をもってその子の母とすべき趣旨をうかがわせる規定は見当たらず、このような場合における法律関係を定める規定がないことは、同法制定当時そのような事態が想定されなかったことによるものではあるが、前記のとおり実親子関係が公益及び子の福祉に深くかかわるものであり、一義的に明確な基準によって一律に決せられるべきであることにかんがみると、現行民法の解釈としては、出生した子を懐胎し出産した女性をその子の母と解さざるを得ず、その子を懐胎、出産していない女性との間には、その女性が卵子を提供した場合であっても、母子関係の成立を認めることはできない。

(6) 最三判平成19年4月3日 最高裁HP

平成17年（受）第1930号 解約精算金請求事件＜NOVA解約事件＞（棄却）

外国語会話教室の受講契約の解除に伴う受講料の清算について定める約定が、受領金の授受に際して役務の対価として定められていた単価よりも割高な単価を定めてこれを控除する内容となっている事案において、同約定は特定商取引に関する法律49条2項1号に定める額を超える額の金銭の支払を求めるものとして無効であり、解除の際の提供済役務対価相当額は、契約時単価によって算定された対価額と認めるのが相当であるとされた事例。

（理由）

本件料金規定は、契約締結時において、将来提供される各役務について一律の対価額を定めているのであるから、それとは別に、解除があった場合にのみ適用される高額の対価額を定める本件清算規定は、実質的には、損害賠償額の予定又は違約金の定めとして機能するもので、特定商取引に関する法律の各規定の趣旨に反して受講者による自由な解除権の行使を制約するものといわざるを得ない。

(7) 最三判平成19年4月3日 最高裁HP

平成18年(受)第1547号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

統合失調症により精神科病院に入院中の患者が、消化管出血により多量の吐血、嘔吐をした際に吐物を誤嚥して死亡したことについて、患者の相続人らが、担当医には患者を適時に適切な医療機関へ転送すべき義務を怠った過失があるなどと主張して、病院経営者に対し、債務不履行に基づく損害賠償を求めた事案において、これを一部認容した原判決に経験則違反があると、患者が平成13年▲月▲日午後3時30分の時点で自ら気道を確保することが困難な状態にあったか否か等につき更に審理を尽くさせるため、破棄差戻した事例。

(8) 福岡高判平成18年3月9日 判タ1223号205頁

平成16年(ネ)第581号 損害賠償請求控訴事件(変更,一部認容・確定)

被控訴人(マンション分譲業者)が各室の区分所有権等を控訴人らに売却した新築マンションについて、新築当時から本件マンションの共用部分の外壁タイルの剥離・剥落が始まったため、被控訴人が同マンションの管理組合の承認を得て、約1年4ヶ月にわたり外壁タイル全面の補修工事を行い、その後管理組合と被控訴人間で被控訴人が解決金を支払う等の和解が成立したが、この和解に反対の立場を採っていた控訴人らが、外壁タイルの剥離・剥落及び本件補修工事の騒音等により損害を被ったと主張して、民法570条の売主の瑕疵担保責任に基づき、被控訴人に対し、交換価値の下落による財産的損害等の損害賠償の支払いを求めた事案において、新築マンションの共用部分の外壁タイルに大規模な補修工事を要する瑕疵がある場合に、補修によりその機能上の問題が解消された後においても、その瑕疵に起因して一般的に受ける不安感・不快感が認められることなどにより区分所有権の交換価値が低下しているなどの事情の下では、区分所有者は、売主の瑕疵担保責任に基づき交換価値の低下分について損害賠償を請求することができることとされた。

(9) 東京高判平成18年6月28日 判タ1223号203頁

平成18年(ネ)第1980号 売買代金等請求控訴事件(控訴棄却・上告受理申立)

→法務速報66号14番にて紹介済み。

(10) 東京高判平成18年7月19日 判タ1223号216頁

平成17年(ネ)第1043号 損害賠償請求控訴事件(原判決取消・上告,上告受理申立)

→法務速報69号11番にて紹介済み。

(11) 東京高判平成18年10月25日 判時1955号41頁

平成18年(ネ)第1825号 遺言無効確認請求控訴事件(取消請求認容,上告受理申立)

遺言内容の記載された書面には遺言者の署名押印を欠き、検認時に既に開封されていた封筒には遺言者の署名押印がある場合の自筆証書遺言の有効性が争われたケース。

本判決は、(1)遺言内容の記載された書面に署名押印のいずれもない場合でも、当該書面の入れられていた封筒に遺言者が署名押印をし、かつ、当該書面と封筒が一体のものとして作成されたと認めることができるのであれば、有効なものとして認め得る余地があるとした上で、(2)本件事案においては、遺言内容の記載された書面とその検認時に既に開封されていた封筒が一体のものとして作成されたと認めることができないう以上、民法968条1項所定の方式を欠き、自筆証書遺言として無効である旨判示した。

(12) 東京高判平成19年2月7日 裁判所HP

平成17年(ネ)第1549号 保証債務請求控訴事件

被控訴人らの取引先に対する貸付金債権について、被控訴人らと控訴人に合併される前の信用組合との間でされた連帯保証契約は、当時の信用組合の理事長らの権限濫用によるものであり、被控訴人らは当該権限濫用について、悪意又は知らないことにつき過失があるから、民法93条ただし書の類推により、前記信用組合を吸収合併した控訴人は連帯保証契約上の責任を負担しないなどとされた事例

(13) 福岡高判平成19年3月20日 裁判所HP

平成18年(ネ)第229号 損害賠償請求控訴事件(請求棄却の原審破棄,一部認容)

1 賃借アパートの2階部分の窓から洗濯物を干している最中に転落死した者(賃借人)の相続人が、転落は窓に手摺りを備え付けなかったという建物の欠陥に起因すると主張し、同アパート所有者である賃貸人に対し、債務不履行責任ないし土地工作物責任に基づく損害賠償請求をした事案である。

2 第1審では、腰高73センチメートルであり築30年に亘り事故もない建物に欠陥は無い等とされ請求が棄却されたが、控訴審では、洗濯物を干すに際しては転落の危険のある姿勢をとらざるを得ない事情が認定され、窓に手摺りを付けなかった点に設置・保存上の瑕疵があるとして所有者の不法行為責任が認められた。

なお、過失相殺は9割とされている。

(14) 東京高判平成19年3月28日 裁判所HP

平成17年(ネ)第5173号 損害賠償請求控訴

控訴人らは、その子であるAが、栃木県鹿沼市立甲中学校第3学年に在学中、同級生から継続的にいじめを受けていたにもかかわらず、教員らが安全配慮義務に違反して必要な措置を講じなかったため、平成11年11月26日、自死するに至ったと主張して、被控訴人鹿沼市(被控訴人市)に対しては国家賠償法1条1項に基づき、被控訴人栃木県(被控訴人県)に対しては同法3条1項に基づき、

相続した損害（各2分の1の割合）及び自ら被った損害の賠償の支払を求めた事案において、当裁判所は、Aがいじめを受けたこと及びAに対するいじめを阻止しなかった甲中学校教員らの安全配慮義務違反を認め、Aの死亡につき、原審と異なり、いじめとの事実的因果関係を認め、結論としては原審と同様、上記安全配慮義務違反との相当因果関係を認めるには足りないとし、いじめによりAが受けた肉体的・精神的苦痛に対する慰謝料及び弁護士費用相当額として、被控訴人らが、Aの相続人である控訴人らに合計1100万円（各控訴人につき550万円）を賠償する義務を負うと判断し、被控訴人らと連帯して損害賠償義務を負うE1及びF1並びにその各両親が当審における訴訟上の和解により控訴人らに支払った240万円（各控訴人につき120万円）を控除した残額である860万円（各控訴人につき430万円）及び遅延損害金の各自支払を被控訴人らに命じる限度で控訴人らの請求を認容すべきものと判断した事案。

(15) 東京地判平成17年11月11日 判時1956号105頁
平成17年（ワ）第3714号 損害賠償請求事件

本件取引（相対取引である外国為替証拠金取引）は、為替レートの変動という当事者が関与せず、しかも予見し得ない事情によって、損益金の金額が決定されるものであるから、賭博の構成要件に該当するものであり、このような取引形態は、公に認められた取引所を通じて行なうもの以外は原則として公序良俗に反する違法な行為といわざるを得ない。

(16) 山口地判平成17年12月22日 判タ1223号240頁
平成14年（ワ）第223号 損害賠償請求事件（一部認容・確定）

歯周病等の治療のため、歯科医師YがXに対し24歯全部を大幅に削ぐ処置したために、Xの歯が短くなり、歯と歯の間に大きな隙間ができてしまい、XがYに対し、説明義務違反を主張するとともに、本件処置がXの歯周病等の程度に照らして必要性がないのに行ったもので、本件処置自体が違法であるとして不法行為に基づき損害賠償請求をした事案において、本判決は（1）Yが本件措置に対し、悪いところを全部取り、仮歯を装着する程度の説明以外に歯の病態やその治療方法等について全く説明していなかったものであるからYに説明義務違反がある、（2）YはXの歯の咬合の状態、歯周病の程度について十分な検査等をしていないで誤診した上、必要性、緊急性もないのに、24歯全部を大幅に削ぐするという特殊な治療を行ったのであるから、本件処置は不法行為に該当するとしてXの請求を認めた。

(17) 新潟地判平成18年5月11日 判時1955号88頁
平成14年（ワ）第514号 損害賠償請求事件（一部認容、一部棄却、控訴）

防衛庁の職員Aが防衛庁に対して行政文書開示請求をした者のリストを組織的に作成・保存・配布したが、Xが同リストに自己の個人的情報の記載があり、プライバシー、知る権利等が侵害されたとして、国に対して国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めたケース。

本判決は、本件リストにおけるXに関する情報は、番号、氏名、職業、郵便番号、住所、電話等の個人識別を可能とする情報と、Xが弁護士であり、オンブズマンであり、本文書開示請求をしたという情報が一体となったものであるが、このような個人情報についてXが、自己が欲しない他人に対し、みだりにこれを開示されたくないと考えていることは自然なことであり、この期待は保護されるべきものであるから、Xのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となるとし、Aによる開示行為は、Xのプライバシーを侵害したとすることができ、本件Xの個人情報は重大な秘密情報とまではいえず、また、本件不法行為によりXに具体的な不利益が生じておらず、今後も生じるおそれがないことからすると、Xの被った精神的苦痛の慰謝料は10万円が相当であり、本件不法行為と相当因果関係のある弁護士費用は2万円が相当であると判示した。

【商事法】

(18) 最二判平成18年9月4日 判タ1223号122頁
平成17年（オ）第1451号 臨時総会招集請求事件（破棄終了）
→法務速報65号26番にて紹介済み。

(19) 最一決平成18年9月28日 判タ1223号119頁 金法1799号54頁
平成18年（許）第12号 検査役選任決定申請却下決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件（破棄差戻）
→法務速報66号16番にて紹介済み。

(20) 最三判平成19年4月17日 最高裁HP
平成18年（受）第1026号 保険金請求事件（破棄差戻）

「衝突、接触…その他偶然な事故」及び「被保険自動車の盗難」を保険事故とする家庭用総合自動車保険約款に基づき上記盗難に当たる保険事故が発生したとして車両保険金の支払を請求する場合、被保険自動車の盗難という保険事故が保険契約者、被保険者等の意思に基づいて発生したことは、保険約款の条項により保険者において免責事由として主張、立証すべき事項であるから、車両保険金の支払を請求する者は、「被保険者以外の者が被保険者の占有に係る被保険自動車をその所在場所から持ち去ったこと」という外形的な事実を主張、立証すれば足り、被保険自動車の持ち去りが被保険者の意思に基づかないものであることを主張、立証すべき責任を負わない。

（理由）

本件保険約款条項1は、「衝突、接触、墜落、転覆、物の飛来、物の落下、火災、爆発、台風、こう水、高潮その他偶然な事故」及び「被保険自動車の盗難」を保険事故として規定しているが、これは、保険契約成立時に発生するかどうか不確定な事故を「被保険自動車の盗難」も含めてすべて保険事故とすることを明らかにしたもので、商法629条にいう「偶然ナル一定ノ事故」を本

件保険契約に即して規定したものというべきである。そして、本件保険約款条項2は、「保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者、所有権留保条項付売買契約に基づく被保険自動車の買主等の故意により生じた損害に対しては、保険金を支払わない」旨定めるところ、保険契約者、被保険者等が故意によって保険事故を発生させたことを、同法641条と同様に免責事由として規定したものである（最高裁平成17年（受）第1206号同18年6月1日第一小法廷判決・民集60巻5号1887頁、最高裁平成17年（受）第2058号同18年6月6日第三小法廷判決・裁判集民事220号391頁参照）。

本件条項1では「被保険自動車の盗難」が他の保険事故と区別して記載されているが、「被保険自動車の盗難」についても他の保険事故と同じく本件条項2が適用されるのであるから、「被保険自動車の盗難」が他の保険事故と区別して記載されているのは、本件約款が保険事故として「被保険自動車の盗難」を含むものであることを保険契約者や被保険者に対して明確にするためのものと解すべきであり、少なくとも保険事故の発生や免責事由について他の保険事故と異なる主張立証責任を定めたものと解することはできない。

【知的財産】

(21) 知財高判平成19年3月1日 裁判所HP
平成17年（行ケ）第10818号 審決取消請求事件（特許権・行政訴訟）
特許発明の特許請求の範囲には「（前略）約135mg/m・m～約275mg/m・mのタキソールが約3時間に渡り投与されるように、非経口投与用に包装された薬剤」と記載されている一方で、発明の詳細な説明には、タキソール投与量が175mg/m・mを超えるものについて、その有効性や安全性を裏付ける記載がなかった事案につき、一般に医薬の用途発明においては、物質名や化学構造からその有用性を予測することは困難であって、発明の詳細な説明に有効量、投与方法、製剤化のための事項がある程度記載されていても、それだけでは当業者は当該医薬が実際にその用途において有用性があるか否かを知ることはできず、発明の課題が解決できることを認識することはできないから、さらに薬理データ又はこれと同視することのできる程度の事項を記載してその用途の有用性を裏付ける必要があるというべきであり、そして、その裏返しとして、特許請求の範囲の記載が発明の詳細な説明の裏付けを超えているときには、特許請求の範囲の記載は、特許法36条5項1号が規定するいわゆるサポート要件に違反すると判断した事案。

(22) 富山地高岡支判平成18年11月10日 判時1955号137頁
平成16年（ワ）第119号 不正競争防止法等請求事件（一部認容、一部棄却、控訴）

「氷見うどん」の商標を付した麺類の販売を業とするXが、富山県氷見市内で製造されてもおらず、その原材料が氷見市内で産出されてもいないうどんにつき、「氷見うどん」等の表示を付して販売する業者Yーに対し、当該行為が、不正競争防止法2条1項13号に規定する原産地の誤認惹起行為に当たると主張して、同法3条1項に基づく本件該当商品の販売等の差止め、同条2項に基づく包装紙等の廃棄、同法4条、5条2項に基づく損害賠償を求めるとともに、Y1の代表取締役であるY2に対し、商法266条の3第1項に基づく損害賠償を求めたケース。

Xの主張に対し、Yらは、(1)「氷見」の表示は、原産地のみでなく販売地を含む表示であるから、原産地についての誤認混同を生じさせるものではなく、(2)「氷見うどん」の表示は、不正競争防止法19条1項1号に規定する普通名称ないし慣用表示に当たるから、Y1において「氷見うどん」の表示を使用することが許されるなどと反論した。
本判決は、Y1は、岡山県で製造された本件該当商品の包装紙等に、「氷見名物」等の表示を付し、かつ、「製造者 Y1 富山県氷見市伊勢大町〇丁目〇番〇号」と表示して、販売していたのであるから、一般消費者をして、氷見市において製造されていない商品を、氷見市において製造されているものとの誤認混同を生じさせるものであり、不正競争防止法2条1項13号に規定する原産地の誤認惹起行為に当たるとすべきであると判断した。また、本判決は、「氷見うどん」は、「サツマイモ」や「佃煮」などのように、原産地名が当該商品を一般的に示す名称になっているとまでいえないから、普通名称であるとはいえないし、また、「氷見うどん」が一般的に慣習上自由に使用されている商品表示であることを窺わせる証拠はないとして、Yらの主張を排斥した。

(23) 東京地決平成19年3月30日 裁判所HP
平成18年（ヨ）第2206号 著作隣接権等侵害差止請求仮処分命令申立事件
ハードディスクレコーダー「ロクラクⅡ」2台のうち1台を日本国内に設置して、受信するテレビジョン放送の放送波をその1台に入力するとともに、これに対応するもう1台を利用者に貸与又は譲渡することにより、日本国内で放送される放送番組の複製及び視聴を利用者に可能とするサービス「ロクラクⅡビデオデッキレンタル」において、債務者が本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を行っているかが争点となった事案。
本件サービスは、日本国外において、日本のテレビ番組を視聴させることを目的として構築されたものであると解するのが相当であり、本件サービスにおいて親機ロクラクを債務者が管理している場合は、債務者が本件著作物及び本件放送に係る音又は映像の複製行為を管理し、それによる利益を得ていると認められるので、債権者の本件著作物についての複製権（著作権法21条）及び債権者の本件放送に係る音又は映像についての著作隣接権（同法98条）を侵害するとして、債権者らの差止請求仮処分命令申立てを認容した。

(24) 東京地判平成19年3月29日 裁判所HP
平成16年（ワ）第17929号等 特許権侵害差止請求権不存在確認等請求事件（特許権、民事訴訟）

ディストリビュータや顧客に秘密保持義務を課されているソフトウェアにつき、そのソフトウェアのマニュアル類が「日本国内又は外国において頒布された刊行物」（特許法29条2項、1項3号）に該当するかについて判断した事案につき、そのマニュアル類は、多数のライセンサーとその社員、従業員、学生など不特定多数の人に頒布されて内容が公開されていること、マニュアル類自体には、ソースコード等の開示はなく、高度の秘密情報が記載されているものではないこと、ソフトウェア販売の営業活動においては、マニュアル類が実際には厳格に秘密として管理されておらず、契約条項において定められている秘密保持条項は、実際にはソフトウェアを念頭に置かれたものであり、マニュアルについては営業政策上厳格な秘密保持義務を課していたとまでみることができないことから、上記マニュアル類は「日本国内又は外国において頒布された刊行物」に該当するものと認められると判断した事案。

【民事手続】

(25) 最一決平成17年11月10日 判タ1210号72頁
平成17年（行フ）第2号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（抗告棄却）
→法務速報55号21番にて紹介済み。

(26) 最三決平成18年10月3日 判時1954号34頁
平成18年（許）第19号 証拠調べ共助事件における証人の証言拒絶についての決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件 抗告棄却（証言拒絶（NHK記者）事件許可抗告審決定）
→法務速報66号28番にて紹介済み。

(27) 最一判平成18年12月14日 金法1800号88頁
平成17年（受）第1461号 取立債権請求事件
→法務速報68号28番にて紹介済み。

(28) 最三決平成19年3月20日 最高裁HP
平成18年（許）第39号 再審請求棄却決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件（破棄差戻）
1 受送達者あての訴訟関係書類の交付を受けた同居者等が、その訴訟において受送達者の相手方当事者又はこれと同視し得る者に当たる場合は別として（民法108条参照）、その訴訟に関して受送達者との間に事実上の利害関係の対立があるにすぎない場合には、当該同居者等に対して上記書類を交付することによって、受送達者に対する送達の効力が生ずるといふべきである。

（理由）
民訴法106条1項は、就業場所以外の送達をすべき場所において受送達者に出会わないときは、「使用人その他の従業者又は同居者であつて、書類の受領について相当のわきまえのあるもの」（以下「同居者等」という。）に書類を交付すれば、受送達者に対する送達の効力が生ずるものとしており、その後、書類が同居者等から受送達者に交付されたか否か、同居者等が上記交付の事実を受送達者に告知したか否かは、送達の効力に影響を及ぼすものではない（最高裁昭和42年（オ）第1017号同45年5月22日第二小法廷判決・裁判集民事99号201頁参照）。

2 受送達者あての訴訟関係書類の交付を受けた同居者等がその訴訟に関して事実上の利害関係の対立がある受送達者に対して上記書類を交付しなかったため、受送達者が訴訟提起を知らないまま判決がされた場合は、民訴法338条1項3号の再審事由があると解するのが相当である。

（理由）
上記の場合、受送達者は、その訴訟手続に関与する機会を与えられたことにならず、そのため、受送達者が訴訟が提起されていることを知らないまま判決がされたときには、当事者の代理人として訴訟行為をした者が代理権を欠いた場合と別異に扱う理由はない。

(29) 最三判平成19年3月27日 最高裁HP
昭和62年（オ）第685号 土地建物明渡請求事件<光華寮事件>（破棄自判）
裁判要旨

1 原告として確定されるべき者が、訴訟提起当時その国名を「中華民国」としていたが、昭和47年9月29日の日中共同声明によって「中華人民共和国」に国名が変更された中国国家であるとされた事例

2 当事者の代表権の消滅は、それが公知の事実である場合には、民訴法37条で準用される同法36条1項所定の通知があったものと同視し相手方に通知されなくても直ちにその効力を生ずる

3 外国を代表して外交使節が我が国で訴訟を提起した後に、我が国政府が上記使節を派遣していた政府に代えて新たな政府を承認したため、上記使節の代表権が消滅した場合には、上記使節から委任を受けた訴訟代理人がいるとしても、民訴法37条、124条2項、同条1項3号の規定にかかわらず、上記代表権の消滅の時点で訴訟手続は中断する

4 上告審は、代表権の有無のような職権探知事項に当たる訴訟中断事由が存在することを確認して原判決を破棄する場合には、必ずしも口頭弁論を経ることを要しない

(30) 最二判平成19年3月30日 最高裁HP
平成17年（受）第1793号 離婚等請求本訴、同反訴事件（一部破棄差戻、一部上告棄却）

離婚の訴えにおいて、別居後単独で子の監護に当たっている当事者から別居後離婚までの間の子の監護費用の支払を求める旨の申立てがあった場合には、裁判所は、同申立てを却下すべきではなく、離婚請求を認容する際に、同申立て

の当否について審理判断しなければならない。

(理由)

上記の場合には、民法771条、766条1項が類推適用されるものと解するのが相当である(最高裁判平成7年(オ)第1933号同9年4月10日第一小法廷判決・民集51巻4号1972頁参照)。そうすると、当該申立ては、人事訴訟法32条1項所定の子の監護に関する処分を求める申立てとして適法なものであるということが出来るから、裁判所は、離婚請求を認容する際には、当該申立ての当否について審理判断しなければならない。

(31) 東京高決平成16年5月20日 判タ1210号170頁
平成15年(ラ)第1613号 不動産競売手続取消決定に対する執行抗告事件(取消・確定)

マンションAの管理組合の理事長Xが、マンションAの専有部分の建物(本件建物)に対する区分所有法59条1項に基づく競売請求を容認した確定判決を債務名義とし、同判決の被告Yを相手方として、民事執行法195条に基づき本件建物に対する競売を申立てたところ、原審は競売開始決定をしたが本件において剰余を生ずる見込みがないとし、民事執行法63条2項により本競売手続を取消す旨の決定をした。そこで、Xが当該競売は区分所有法59条に基づくものであり、これに民事執行法63条の剰余主義の規定は適用されないとして抗告し、原決定の取消しを求めたところ、本決定は、(1)区分所有法59条に基づく競売は、区分所有者の区分所有権を売却することにより区分所有者の区分所有権を剥奪することを目的とし、配当を全く予定していないのであるから、剰余を生ずるかどうかを問題とする余地はない、(2)売却代金によって手続費用を賄うことすらできない場合には、その不足分は競売の申立人において負担すべきであるなどとし、区分所有法59条に基づく競売においては、民事執行法63条は適用されないと判示して、原決定を取り消した。

(32) 東京高判平成17年11月30日 判タ1223号292頁
平成17年(ネ)第3705号 請求異議控訴事件(控訴棄却・確定)
→法務速報65号31番にて紹介済み。

(33) 大阪高判平成18年7月5日 判時1956号84頁 平成17年(ネ)3326号、損害賠償請求控訴事件

旧破産法143条2項の規定は、破産裁判所書記官が、個別の知れたる債権者に対し、同債権者の手続的利益を確保させるために、破産手続の開始及び重要な期日等を告知するための規定であり、破産手続という公権力の行使にあたる破産裁判所に対し、個別の国民(知れたる債権者)に対する職務上の義務を課したものと解するのが相当であって、本件破産裁判所書記官の不作为は(破産宣告の通知を知れたる債権者に送達しなかった行為)、国家賠償法上の違法行為というのが相当である。

(34) 知財高決平成19年4月11日 裁判所HP
平成19年(ラ)第10001号 移送申立却下決定に対する抗告事件

東京地方裁判所に係属中の基本事件と別件訴訟に係る請求の一部は訴訟物が同一であり、別件訴訟は基本事件との関係で二重起訴に当たる旨の判断をして、別件訴訟の名古屋地方裁判所への移送申立てを却下した原決定に対する抗告事件。

二重起訴に該当する場合には、後訴を不適法として却下しなければならないが、2つの訴訟の先後関係は、訴状が裁判所に提出された時に基づいて決するものと解するのが相当である。しかし、別件訴訟は、商標法36条に基づく差止請求権不存在確認を求める請求(消極的確認訴訟)を含むものであって、かつ、相手方らが商標権侵害差止等請求(給付訴訟)である基本事件を、管轄裁判所である原審裁判所に提起することを妨げる目的で提起されたものと認められるので、むしろ、後に提起された給付訴訟を進行することが相当というべきである、として本件抗告を棄却した。

(35) 千葉地決平成17年4月19日 判タ1210号300頁
平成17年(ラ)第10278号 売却許可決定取消申立事件(却下・確定)

競売不動産である本件土地・建物(本件不動産)につき、最高価買受けの申し出をして売却許可を受けたXが、本件建物の一部がその敷地である本件土地から件外土地にはみ出して存立しており、第三者が件外土地の所有権を取得して本件建物の所有権者に対して建物収去土地明渡請求訴訟を提起していることについて、民事執行法75条1項にいう「損傷」が生じたと主張し、本件不動産の売却許可決定の取消しを求めた事案において、本決定は、第三者が提起した建物収去土地明渡請求訴訟は執行妨害を企図したものにほかならない等の理由により、Xの主張は「買受けの申出をした後に生じた損傷」にはあたらないと判示して、当該申立を却下した。

(36) 東京地判平成17年12月27日 判タ1223号287頁
平成15年(ワ)第29726号 報酬金請求事件(訴え却下・確定)
→法務速報63号32番にて紹介済み。

【刑事法】

(37) 最三決平成18年4月24日 判タ1210号81頁
平成18年(シ)第82号 再審請求棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する即時抗告棄却決定に対する特別抗告事件(抗告棄却)
→法務速報61号22番にて紹介済み。

(38) 最三決平成18年11月20日 判時1954号158頁
平成18年(ア)第590号 詐欺、恐喝未遂、出資の受入れ、預り金及び金利等

の取締りに関する法律違反被告事件（上告棄却）
→法務速報68号36番にて紹介済み。

(39) 最三決平成18年11月21日 判時1954号155頁
平成17年（あ）第302号 法人税法違反、証拠隠滅教唆被告事件（上告棄却）
→法務速報68号37番にて紹介済み。

(40) 最二決平成19年3月26日 最高裁HP
平成15年（あ）第1033号 業務上過失傷害被告事件

医師らがグループで行った手術で、患者を取り違えて手術をした医療事故に係る業務上過失傷害の事案において、医療行為において、対象となる患者の同一性を確認することは、当該医療行為を正当化する大前提であり、医療関係者の初歩的、基本的な注意義務であって、病院全体が組織的なシステムを構築し、医療を担当する医師や看護婦の間でも役割分担を取り決め、周知徹底し、患者の同一性を確認を徹底することが望ましいところ、これらの状況を欠いていた本件の事実関係を前提にすると、手術に関与する医師、看護婦等の関係者は、他の関係者が上記確認を行っているに信頼し、自ら上記確認をすることが必要ないと判断することは許されず、各人の職責や持ち場に応じ、重畳的に、それぞれが責任を持って患者の同一性を確認する義務があり、この確認は、遅くとも患者の身体への侵襲である麻酔の導入前に行われなければならないものというべきであるし、また、麻酔導入後であっても、患者の同一性について疑念を生じさせる事情が生じたときは、手術を中止し又は中断することが困難な段階に至っている場合でない限り、手術の進行を止め、関係者それぞれが改めてその同一性を確認する義務があるというべきであり、これを被告人についてみると、(1)麻酔導入前にあっては、患者への問い掛けや容ぼう等の外見的特徴の確認等、患者の状況に応じた適切な方法で、その同一性を確認する注意義務があるものというべきであるところ、上記の問い掛けに際し、患者の姓だけ呼び、更には姓にあいさつ等を加えて呼ぶなどの方法については、患者が手術を前に極度の不安や緊張状態に陥り、あるいは病状や前投薬の影響等により意識が清明でないため、異なった姓で呼び掛けられたことに気付かず、あるいは言い間違いと考えて言及しないなどの可能性があるから、上記の呼び掛け方法が同病院における従前からの慣行であったとしても、患者の同一性の確認の手立てとして不十分であったというほかに、患者の容ぼうその他の外見的特徴などを併せて確認しなかった点において、(2)更に麻酔導入後にあっては、外見的特徴や経食道心エコー検査の所見等から患者の同一性について疑いを持つに至ったところ、他の関係者に対しても疑問を提起し、一定程度の確認のための措置は採ったものの、確実な確認措置を採らなかった点において、過失があるというべきであり、(他の関係者が被告人の疑問を真しに受け止めず、そのために確実な同一性確認措置が採られなかった事情が認められ、被告人としては取り違え防止のため一応の努力をしたと評価することはできないとはいえ、)患者の同一性という最も基本的な事項に関して相当の根拠をもって疑いが生じた以上、たとえ上記事情があったとしても、なお、被告人において注意義務を尽くしたということとはできないといわざるを得ないとして、被告人の過失を認めた事例。

(41) 最三決平成19年4月9日 最高裁HP
平成15年（あ）第279号 業務上過失傷害、道路交通法違反被告事件

第1審の無罪判決に対し検察官が控訴を申し立て控訴審の審理係属中に所在不明となった被告人に対する公判期日召喚状等の付郵便送達について、被告人は控訴申立通知書の送達を受けて検察官が控訴を申し立てたことを承知したのであるから、原審裁判所に対して刑訴規則62条1項の住居、送達受取人等の届出をする義務があり、それにもかかわらず、被告人はこれを怠っていたのであるから、刑訴規則（平成15年最高裁判所規則第7号による改正前のもの）63条1項により付郵便送達をすることができると解され、被告人は、原審裁判所から前記飯場あてに送達された書類を異議なく受領するなどして、同所で送達を受ける意思を原審裁判所に対して表明したものとみることができ、その後、これと異なる意思を表示することなく、自ら所在不明の状態を作出しているのだから、同所にあてて送付された書類が現実には被告人に届かないとしても、その不利益を被告人が受けるのはやむを得ないというべきであるとして、原審裁判所が前記飯場にあてて行った付郵便送達は有効と解するのが相当とした事案。

(42) 最二決平成19年4月13日 最高裁HP
平成18年（あ）第1605号 建造物侵入、窃盗被告事件

被害店舗では不正なパチスロ遊戯を行うために使用されるいわゆる体感器のような特殊機器の店内への持込みを許しておらず、体感器を用いた遊戯も禁止してその旨を店内に掲示するなどして客に告知しており、被告人もこのことを認識していたが、被告人が、本件機器を身体に隠匿装着し、メダルを不正に取得する意図のもと被害店舗に入店して、パチスロ機で遊戯をして取得したメダルについては、同電子機器がパチスロ機に直接には不正の工作ないし影響を与えず、また、当該メダルが同電子機器の操作の結果取得されたものでなくとも、メダル管理者の意思に反してその占有を自己の占有に移したものと認めて窃盗罪が成立する。

(43) 福岡高判平成19年3月19日 裁判所HP
平成17年（う）第399号 殺人（控訴棄却）＜北方事件控訴審＞

成人女性3名の連続殺人事件について、第一審同様、被告人の上申書等の証拠能力（任意性）を否定し、控訴審で新たに取り調べた何点かの証拠を含めた状況証拠を総合しても犯罪の証明はできていないとして、死刑求刑に対し無罪判決を言い渡した第一審に対する検察官控訴を棄却した事例。

自白の任意性に関しては、取調官の備忘録などを参考に、威迫的取調べ、長時間の取調べ（平均12時間を超えるようなもの）、起訴後勾留を利して事実上の余罪調べ受忍義務を課したこと等が認定されている。

(44) 福岡高判平成19年3月20日 裁判所HP
平成18年（ネ）第860号 損害賠償請求控訴事件（控訴棄却）

1 パチスロ快感機使用を疑われ建造物侵入・窃盗未遂で起訴された控訴人に対し無罪判決が確定したことから、検察官の公訴提起並びに公訴追行に対する国賠請求が為された事案である。

2 控訴審裁判所は、公訴提起時の嫌疑の存在を認め、更に、刑事事件に於ける弁護人の有効な反証に対する検察官の立証活動の合理性（反証を踏まえ、適切な補充捜査・補充立証を為した）を指摘して公訴追行は職責上当然とし、何れについても国賠法上の違法性を否定した。

3 なお、刑事事件に関し全部無罪判決は「多分に疑問」との付言がされている。

(45) 札幌地判平成17年6月2日 判タ1210号313頁
平成16年（わ）第1469号 強制わいせつ被告事件（有罪・確定）

当時幼稚園の園長をしていた被告人が、その教え子で当時6歳の被害女児を入浴の名目で健康センターに連れて行き、わいせつ行為を行ったという事案において、被告人が被害者と一緒に入浴したことは認めるものの、わいせつ行為に及んだことについては全面に否認し、他に目撃者等も居なかったため、被害者証言（公判期日外の証人尋問）の信用性が争点となったところ、本判決は、被害者証言は現実に体験したものでなければ到底持ち得ない具体性、迫真性を有しているとし、その上で被害の発覚経緯等を確認して、被害者証言の信用性を肯定し、有罪を言い渡した。

【公法】

(46) 最二判平成18年3月10日 判タ1210号61頁
平成13年（行ヒ）第289号 個人情報非訂正決定処分取消請求事件（破棄自判）

→法務速報59号36番にて紹介済み。

(47) 最二判平成18年9月4日 判タ1223号127頁
平成15年（行ヒ）第321号 事業認可処分取消請求事件（破棄差戻）

→法務速報65号45番にて紹介済み。

(48) 最二判平成18年10月27日 判時1954号38頁
平成18年（行ツ）第189号 選挙無効請求事件（上告棄却）

→法務速報67号37番にて紹介済み。

(49) 最三判平成19年4月17日 裁判所HP
平成18年（行ヒ）第50号 公文書一部非公開処分取消請求事件（一部破棄、被上告人の控訴棄却）

1 愛知県の食糧費支出に関する予算執行書等の文書中に記載された懇談会出席公務員の氏名等について、愛知県公文書公開条例に基づき公開すべきであるとされた事例

2 「非公開情報に該当しない公務員の懇談会出席に関する情報とこれに該当する公務員以外の者の懇談会出席に関する情報とに共通する記載部分がある場合、それ自体非公開情報に該当すると認められる記載部分を除く記載部分は、公開すべき公務員の本件各懇談会出席に関する情報としてこれを公開すべき」である。

(50) 東京高判平成15年3月26日 判タ1210号133頁
平成14年（ネ）第5844号 弁護士費用請求控訴事件（一部取消、棄却・上告、上告受理申立）

→法務速報30号34番にて紹介済み。

(51) 名古屋高判平成17年4月13日 判タ1223号170頁
平成16年（行コ）第33号、平成17年（行コ）第11号 損害賠償等住民訴訟、同附帯控訴事件（取消、自判・確定）

三重県南勢町町長が、同町文化協会が同町町民文化会館で主催したチャリティーショーの使用料等を、南勢町における本件会館の設置及び管理に関する条例に定める「特別な事由」がある場合に該当するとして免除したことについて、同町の住民Xが、同町長であるYに対し、平成14年法律第4号による改正前の地方自治法242条の2第1項4号に基づき、町に代位して免除額と同額の損害賠償等を求めた事案において、控訴審は、「特別な事由」の意義を示したうえで、当該チャリティーショーに南勢町が共催も後援もしていないこと、チャリティーショーに出演した団体の演目の内容は、南勢町の文化や伝統等に関するものもあるが、出演した団体が演目の普及啓発のために南勢町から助成金ないし補助金を受けていたわけではないこと、福祉協議会等に対する寄付を目的としたチャリティーショーを開催するために使用料免除を受ける必要性はそれほど高いとはいえないことから、本件においては使用料等の免除につき特別な事由があるとはいえないから、南勢町長に裁量権の逸脱があったと判示した。

(52) 福岡高判平成18年4月27日 判タ1223号141頁
平成17年（行コ）第30号 点数附加処分取消請求控訴事件（控訴棄却・確定）
Xは、平成16年2月、道路交通法違反を理由として福岡県公安委員会から反則点数2点を付加されたところ、九州運輸局長が国土交通大臣の委任を受けて個人タクシー事業許可申請について定めた審査基準では、許可基準として申請日

以前3年間及び申請日以降に反則点数の付加を含む道路交通法違反による処分を受けていないこと等が定められていたため、平成16年12月時点においてその基準を満たしていないXは個人タクシー事業の許可申請を行うことができなかった（申請書用紙の交付すら受けられなかった）。そこで、Xが公安委員会に対し、本件点数付加行為はXの弁明・反論の機会を与えないままなされた違法なものであるとして取消しを求めたが、裁判所は運転免許の効力に直接の効力を及ぼすのは免許の取消し又は効力停止の処分であって、点数を付加する行為自体はその前提行為に過ぎないから、同行為は免許を受けている者の権利義務に直接の影響を与えるものではないとして、本件点数付加行為の行政処分性を否定するとともに、審査基準に無反則要件が定められていることによって、反則点如何により個人タクシー事業の許可を申請しようとする者が同許可を受けられなくなる事態が起こりうることについても、審査基準は九州運輸局長が行政裁量の範囲内で定めた運用上の基準にすぎないので、無反則要件を満たさない者が個人タクシー事業の許可を得られないのは、点数付加行為自体から必然的にもたらされる結論ではないとした。

(53) 福岡高判平成19年3月22日 裁判所HP
平成18年（ネ）第547号 産業廃棄物最終処分場使用差止請求控訴事件（破棄、請求棄却）

1 産廃条例に基づく公害防止協定に盛り込まれた施設使用期限条項に基き、協定当事者である町が他方当事者である業者に対し、使用期限の経過を理由として施設の使用差止めを請求した事案である。

2 第1審が協定の法的拘束力を認め差止めを認容したのに対し、控訴審は、産廃施設の設置・変更に関する許可権限や取消権限が都道府県知事にあるにも拘らず、町と業者との契約に過ぎない協定により産廃施設の設置許可が事実上取り消されたと同様の効果がもたらされるのは協定の基本目的を逸脱するとして、協定の法的拘束力を否定し、請求を棄却した。

3 なお、判決理由中では、使用期限条項に違反した業者に「遺憾」との苦言が呈され、且つ、これに対する対応として、都道府県知事の設置許可に対する取消訴訟の中で争われるべきと示唆されている。

(54) 札幌高判平成19年3月30日 裁判所HP
平成17年（行コ）第12号 国民年金不支給処分取消、障害基礎年金不支給決定取消等、損害賠償（控訴棄却）

1 大学在学中に疾病・受傷によって障害を負った控訴人らが、支給要件を認定すべき日において国民年金に任意加入していないとして、障害基礎年金を支給しない旨の決定を受けたため、学生を国民年金の強制適用の対象から除外した国民年金法の規定が憲法に違反する等と主張して不支給決定の取消し等を求めた事案である。

2 裁判所は、憲法14条違反の主張について処分庁に広範な裁量権を認め控訴人の主張する「厳格な合理性基準」を採用せず、抛出制を原則とする年金制度の基本設計等を理由として任意加入制度にも合理性があると判断して、憲法違反の主張を退けた。

【社会法】

(55) 最二判平成18年10月6日 判時1954号151頁
平成16年（受）第918号・同18年（オ）第1075号 労働契約上の地位確認等請求、民訴法260条2項の申立事件（破棄自判）
→法務速報66号49番で紹介済み。

(56) 大阪地判平成18年4月12日 判タ1210号138頁
平成17年（行ウ）第59号 労働者災害補償保険給付不支給決定処分取消請求事件（認容・控訴）
→法務速報66号12番にて紹介済み。

(57) 東京地判平成18年4月24日 判時1955号43頁
平成16年（ワ）24027号 損害賠償請求事件（一部認容、一部棄却、控訴）
→法務速報第67号44番にて紹介済み。

(58) 東京地決平成18年5月24日 判時1956号160頁
平成18年（ヨ）第2102号 教材開示等差止仮処分申立事件
1 (1) 競業禁止規定の目的は正当であり、(2) 退職後2年間の競業禁止することには合理的理由があり、職業選択の自由を不当に制限する結果になっているとまでは言い難いこと、(3) 競業禁止期間が長期間で酷にすぎるとまでは言い難いこと、(4) 競業禁止の対象範囲があまりに広すぎるとはいえないこと、(5) 支給された報酬の一部には退職後の競業禁止に対する代償も含まれているといえることなどを総合的に考慮すると、本件競業禁止条項は、労働者の職業選択の自由を不当に制約する結果になっているとまではいえることができず、有効である。

【経済法】

(59) 最一判平成19年4月19日 裁判所HP
平成16年（行ヒ）第208号 審決取消請求事件（破棄差戻）
1 独禁法に違反する既往の行為につき排除確保措置を命じた公正取引委員会の審決が同法57条1項及び54条2項に違反するものでないとした事例。
2 法律によれば、独禁法違反の行為が既に無くなっている場合に、「特に必要があると認める時」は、審決により当該行為が既に無くなっていることの周知措置等を取り（54条2項）、その際には既に無くなっていると判断した根拠事実等を審決書において明らかにする必要がある（57条1項）。
原審は、本件審決書には根拠事実の記載が無く、加えて、事実関係から当該

行為の再発のおそれは小さいと判断でき、「特に必要があると認める時」ではないと判断した。

3 最高裁は、「特に必要があると認める時」の有無は公正取引委員会の裁量判断によることにも触れた上で本件に於ける同事由を認定し（54条2項違反の点）、また、同事由を根拠付ける明確な事実の記載はないが審判書全体から窺い知ることが出来る（57条1項違反の点）等として適法判断を為し、原審を取り消した。

(60) さいたま地判平成18年12月13日 判時1954号111頁
平成17年（ワ）第677号 営業差止等請求事件（棄却、確定）

押し花を使用した絵画制作のカルチャー教室を経営する事業者と教室に入会した会員（生徒）との間で退会後の競業避止義務を定めた特約が締結された事案において、当該競業避止特約が事業者の保有する知的財産権、営業秘密、ノウハウ、営業・役務表示、ブランド価値、企業イメージ、事業者が創設しブランド名を付した段位・資格の社会的な通用性・信頼性等の正当な利益を保護することを目的とするものであり、禁止・制限される営業の範囲の広狭、禁止・制限条件の有無・内容、期間及び場所的範囲（区域）の定めの有無・内容、代償的措置の有無・内容等の諸事情を考慮して、その目的の達成のために必要かつ相当なものとして、合理性を有するものとは認められず、個人の営業の自由、職業選択の自由を不当に害するものである、と判断される場合には、当該特約は公序良俗に違反するものとして民法90条により無効となる、このような解釈は、市場における公正で自由な競争の確保（独占禁止）、これによる一般消費者（需要者）の利益、また、その技能、知識が文化、芸術、スポーツや個人の趣味、教養に係る場合には、我が国における文化や健全な国民生活の発展という点からも要請されており、これらも同条により保護される公序良俗の内容を構成するものというべきである、として、禁止期間や場所的範囲を限定しない特約につき合理性を基礎付けるに足りる特段の事情の主張立証がないから公序良俗に反し無効である、と判示された事例。

【その他】

(61) 大阪高判平成19年1月30日 金法1799号56頁
平成18年（ネ）第779号 損害賠償請求控訴事件

1 弁護士法23条の2所定の照会を受けた公務所又は公私の団体、及び、民訴法の調査嘱託を受けた公私の団体は、照会及び調査の嘱託を受けた事項について、弁護士会及び裁判所に対し報告をする公的な義務を負う。

2 弁護士法23条の2及び調査嘱託により銀行が預金口座を有する者の名称及び所在地、並びに、開設者の住所等について回答を求められた場合、銀行は、これに対する回答義務を負う。この回答義務は何らの制約を受けないものであり、それらの者の同意の有無にかかわらず、当然に回答義務を負う。

3 弁護士法23条の2所定の照会及び調査嘱託に対する回答義務は、弁護士会及び裁判所に対する公的な義務であって、必ずしも、それを利用する個々の弁護士やその依頼者個人に対する関係での義務ではなく、個々の弁護士や依頼者が、その権利として、照会及び調査の嘱託を受けた団体に対して回答を求める権利を有するものではない。本件においても、銀行が上記回答義務にもかかわらず回答を拒否する行為は、弁護士会及び裁判所に対する公的義務に違反するものであるが、原則的には、照会及び調査嘱託を利用した者との関係で不法行為責任が発生するものではない。

2. 4月の成立法令一覧

種類 提出回数 番号
議案件数

・衆法 166 7
特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 同法の有効期限を更に5年延長する改正

・衆法 166 10
国立国会図書館法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 出版物を寄贈した発行者に出版物が掲載された目録を送付する事務を廃止する改正

・閣法 166 2
特別会計に関する法律
・ ・ ・ 各特別会計の統廃止及び財務情報の開示等を定めた法律

・閣法 166 5
独立行政法人に係る改革を推進するための独立行政法人農林水産消費技術センター法及び独立行政法人森林総合研究所法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 独立行政法人肥飼料検査所・独立行政法人農薬検査所・独立行政法人林木育種センターを解散し、独立行政法人森林総合研究所に承継させる改正

・閣法 166 6
地域再生法の一部を改正する法律
・ ・ ・ 特定地域雇用促進法人等に対する寄附に係る課税の特例措置を設ける改正

- ・閣法 166 7
構造改革特別区域法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 地方公共団体の長による学校施設の管理等に関する特例措置を追加する改正
- ・閣法 166 10
恩給法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 公務関係扶助料の遺族加算の年額を普通扶助料の寡婦加算の年額と同額に引上げる改正
- ・閣法 166 11
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 投票区の選挙人数に応じ、選挙等の執行経費の基準を見直す改正
- ・閣法 166 12
関税込率法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 指定貨物制度の廃止や虚偽申告等に対する罰則強化を盛り込む改正
- ・閣法 166 16
都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 避難経路協定の認可等、市町村による国道・都道府県道管理の拡充を図る法律
- ・閣法 166 17
自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 車検手数料を同法人に直接納付することとする改正
- ・閣法 166 18
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 下級裁判所の判事及び判事補の定員を増員する改正
- ・閣法 166 19
執行官法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 執行官の退職後年金についての暫定措置を廃止する改正
- ・閣法 166 20
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 在外公館の名称変更及び外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定する法律
- ・閣法 166 21
独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 独立行政法人文化財研究所を解散し、独立行政法人国立博物館に承継させる改正
- ・閣法 166 23
国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 基礎年金の国庫負担割合を引き上げる改正
- ・閣法 166 24
児童手当法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 3歳未満の児童手当額を引き上げる法律
- ・閣法 166 29
犯罪による収益の移転防止に関する法律
 - ・ ・ ・ 国家公安委員会による疑義ある取引に関する情報の集約等を可能にする法律
- ・閣法 166 38
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 戦没者遺族年金を一定額引き上げる改正
- ・閣法 166 49
独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ イーター国際核融合エネルギー機構の設立に関する協定等の締結に伴い国内法を整備するための法律
- ・閣法 166 51
モーターボート競走法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 日本船舶振興会を船舶等振興機関に改め、業務の改定等を規定する法律
- ・閣法 166 56
温泉法の一部を改正する法律
 - ・ ・ ・ 温泉を供する者に対し定期的な温泉成分分析を義務付ける改正

3. 4月の主な発刊書籍一覧 (私法部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・黒沼悦郎・藤田友敬編 商事法務 700頁 8400円
企業法の理論 上巻 江頭健治郎先生還暦記念
- ・黒沼悦郎・藤田友敬編 商事法務 746頁 8400円
企業法の理論 下巻 江頭健治郎先生還暦記念
- ・柳澤 武 成文堂 304頁 4725円
名城大学学会選書 7 雇用における年齢差別の法理
- ・平田勇人 成文堂 302頁 5775円
信義則とその基層にあるもの
- ・新日本監査法人編著 税務経理協会 722頁 3360円
対照式 会社施行規則 会社計算規則 電子公告規則 全文 (追補版)
- ・大前恵一朗 商事法務 200頁 2625円
平成18年改正 Q&A改正金融商品販売法 . . . ★
- ・鈴木龍介・岸川勇生・金子登志雄 商事法務 179頁 2100円
法定公告の手引
- ・中井 稔 税務経理協会 324頁 3990円
銀行経営と貸倒償却
- ・後藤勝喜 法律文化社 266頁 3990円
現代の雇用と法を考える
- ・平野 敦編 青林書院 556頁 5460円
実務解説 企業法と企業会計・税務Q&A
- ・河村 貢・豊泉貢太郎・河名哲雄 他編 商事法務 859頁 5775円
別冊商事法務 No. 303 新会社法適用 株主総会想定問答集 平成19年度版
- ・富田 仁 酒井書店 244頁 3990円
信託の構造と信託契約 ?民法上の契約を目指して?
- ・小島武司・高桑 昭編 青林書院 344頁 3780円
注解と論点 仲裁法

4. 4月の主な発刊書籍一覧 (公法・その他部門) ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・甲斐克則編 成文堂 256頁 3360円
遺伝情報の法政策 . . . ★
- ・野村幸雄 成文堂 346頁 5250円
刑事司法の国際的展開
- ・岡野光雄 成文堂 282頁 4935円
交通事犯と刑事責任
- ・碓氷光明 信山社 552頁 4200円
公的資金助成法精義
- ・多喜 寛 中央大学出版部 288頁 3570円
日本比較法研究所研究叢書 72 国家契約の法理論
- ・岡本 薫 商事法務 234頁 2100円
著作権とのつきあい方
- ・鈴木敬夫編訳 成文堂 270頁 5250円
アジア法叢書 26 東アジアの死刑廃止論考
- ・大沼保昭編 有斐閣 910頁 2940円
国際条約集 2007年版

・山本庸幸 商事法務 467頁 4410円
実務立法演習

・大久保一徳・山本健次・森田成満編著 法律文化社 316頁 4515円
薬と社会と法 2 薬事関係法規・制度

5. 発刊書籍<解説>

・平成18年改正 Q&A改正金融商品販売法
昨年改正された金融商品の販売等に関する法律についての一問一答式解説書。金融商品取引法に比べ、一般消費者に多く関係する同法の解説書として、回答の形式は簡潔かつ平易なものとなっている。ただし、平易に過ぎるということではなく、説明義務違反についてや民法の適用規定についての問題提起は、実務家にとってもクライアントに説明する上で大変分かり易い内容となっている。逐条形式となっており、条文ごとの論点が捉え易く構成されている。

・遺伝情報の法政策
遺伝子研究と実務での活用において、我が国より先進しているアメリカの遺伝情報と法制についてを解説し、その上で先進しているが故の遺伝子差別の問題やそれを禁止する遺伝子差別禁止法改正の流れを網羅している。章立ては7章であるが、大きく分類すると遺伝子情報の取扱いおよび差別の問題と、犯罪捜査におけるDNA情報の問題に分けられるようである。特に後者では日米比較が鮮明になされており、研究書としての価値もある。

.....
☆配信停止をご希望の方へ
メールで「法務速報配信停止希望」とタイトルを付し、お名前、メールアドレスをご記入の上、下記アドレスまでお送り下さい。
(日弁連法務研究財団事務局) info@jlf.or.jp
.....

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
